

声明 「国立大学法人法の一部を改正する法律に強く反対する」

2023年12月13日、参議院本会議において、国立大学法人法の一部を改正する法律案（以下「改正法」）が賛成多数で可決・成立した。

「改正法」は、一部の大規模な国立大学法人に対して、学長と、文部科学大臣の承認を得た3名以上の委員で構成される「運営方針会議」の設置を義務づけている。この会議には、①大学の中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項を決定できる、②決議内容に基づいて運営が行われていない場合に学長へ改善措置を要求できる、③学長選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見ができる、といった強い権限が与えられている。

「改正法」により、従来、役員会、学長が有していた大学の中期目標についての意見や予算・決算に関する権限は、運営方針会議に実質的に移された。会議の構成員である委員の選任には文部科学大臣の承認が必要となり、政府の意向が会議に強く反映することは避けられない。つまり、政府による国立大学運営への介入が拡大強化されたことになる。

国は、2004年の国立大学法人化以降、大学の自治を解体し、「選択と集中」を軸とした大学改革を進めてきたが、その改革はまったく研究成果の向上につながらなかった。しかし、岸田政権の大学政策は、この間の大学改革の失敗を真摯に受け止めることなく、2022年に「国際卓越研究大学法」を成立させ「稼げる大学」への転換を推し進め、トップダウン型の大学改革の実施を求めている。「改正法」はこうした国による20年にわたる大学・研究機関に対する政策の帰着点といえる。

歴史科学協議会理事会・全国委員会は、政府の大学・研究機関に対する政策を象徴する「国立大学法人法の一部を改正する法律」に対して、特に次の三点について憂慮の念を抱き、断固反対する。

第一に、政府による国立大学に対する統制が一層強化され、これまで解体されてきた大学の自治が、この「改正法」により完全に破壊されることを危惧する。国立大学では、法人化以降、年々財政が圧迫され、学長の選考に際して、学内で教育・研究に携わる教職員ではなく、外部の政財界の意向が及びやすい体制がつくられてきた。「改正法」により、政府の意向を反映した運営方針会議が、大学運営に対してさらに強い権限を有することとなり、大学の自主的民主的発展は絶たれることになる。

第二に、学問の自由と発展が脅かされることを危惧する。今回の「改正法」により、政財界の意向が大学運営に直接的に反映されることになり、大企業の利益や軍事開発のための学問分野がますます優遇される一方で、基礎研究がないがしろにされ、学問の多様性・学問の自由が失われることになる。

第三に、内容だけではなく手続きにも問題がある。「改正法」で示された運営方針会議という名の合議体による大学のガバナンスは、当初国際卓越研究大学の議論から出てきたものであったが、「改正法」ではそれ以外の一部大規模な国立大学法人にも合議体の設置を義務づけ、他の国立大学法人も合議体の設置を選択できるように対象が拡大された。大学のガバナンスのあり方をめぐる重大な内容にもかかわらず、法案の内容が明らかにされたのは、9月7日の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）有識者会合の場であった。「改正法」は、大学関係者との議論が不十分のままわずか3か月で可決しており、法案策定の過程において民主的手続きが踏まれているとはいえない。

以上、「改正法」に至る政府の大学政策は、日本国憲法が保障する学問の自由を侵害する暴挙といえ、断じて認めることはできない。歴史科学協議会理事会・全国委員会は、「学問の自由を守り、大学の自主的民主的発展を目指す立場」（「2024年度 歴史科学協議会活動方針」）から、「国立大学法人法の一部を改正する法律」へと連なる政府の大学・研究機関に対する政策に、強く反対の意志を表明するものである。

2024年3月1日
歴史科学協議会理事会・全国委員会